

衆議院 大蔵委員会 議録 第四号

平成九年二月二十五日(火曜日)

午後六時九分開議

出席委員

委員長 額賀福志郎君

理事 金子 一義君

理事 保岡 興治君

理事 北側 一雄君

理事 池田 元久君

理事 飯島 忠義君

理事 衛藤征士郎君

理事 小林 多門君

理事 砂田 圭佑君

理事 中野 正志君

理事 吉川 貴盛君

理事 渡辺 喜美君

理事 木村 太郎君

理事 小池百合子君

理事 中川 正春君

理事 藤井 裕久君

理事 宮地 正介君

理事 末松 義規君

理事 山本 謙司君

理事 秋葉 忠利君

理事 新井 将敏君

出席國務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

出席政府委員

大蔵大臣官房長 涌井 洋治君

大蔵大臣官房総務審議官 武藤 敏郎君

大蔵省主計局次長 林 正和君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省関税局長 久保田勇夫君

大蔵省理財局次長 戸恒 東人君

大蔵省銀行局長 山口 公生君
国税庁課税部長 松橋 晴雄君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 藤井 保憲君

委員の異動

二月二十五日

辞任

山中 貞則君

村井 仁君

同日

宮路 和明君

小池百合子君

補欠選任

山中 貞則君

村井 仁君

本日

宮路 和明君

小池百合子君

本日

宮路 和明君

小池百合子君

本日

宮路 和明君

小池百合子君

本日

宮路 和明君

小池百合子君

本日

宮路 和明君

小池百合子君

本日

宮路 和明君

小池百合子君

本日

宮路 和明君

小池百合子君

本日

宮路 和明君

本日の会議に付した案件
酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

額賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、酒税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川正春君。

○中川(正)委員 新進党の、三重県から出てまいりました中川正春でございます。十月の選挙以来初めて質問をさせていただくことになりました。きょうは張り切って、ちょっとこの前に床屋にも

行きました、居すまいを正して質問をさせていた
だきたいというふうに思います。

まず、きょうは大きな観点で三つほど取り上げ
させていただきます。酒税法と、それから予算査定に関する問題、それから
う一つは金融、この項目に従って質問をさせていただきます。

まず、酒税法の今回の改正論議であります。WTO
の中の議論というのはいろいろ聞かせていただ
いておられるのでありますが、ただWTOでこ
うした形で勧告があったから日本の方もこの際それ
を受け入れざるを得ないのだという説明だけで
は、国民に対して、それこそ今またに言われ
ておりますアカウンタビリティーというものを満
たしていかないのではないかと、ことであろうと
思うのです。

改めてここで大蔵省、その交渉の当事者とし
て、WTOでの議論、これをひとつ総括をしてい
ただきたいのと、その中で日本としてどんなこと
を主眼に主張してきたか、それに対してWTO
の勧告としてはそれをどう受け取って今回の結論
が出たのか。否定をされたわけですから、その
否定の根拠というのは何であったのかというこ
と、これをお聞かせいただきたいというふうに思
います。

○薄井政府委員 酒税の税率格差につきまして、
御指摘のように、WTOの場で二国間協議あるい
はパネル、さらには上級委員会、最後には裁定の
場で私ども日本の主張をしてきたわけございま
す。

御質問はどういう主張をしてきたかということ
が最初だったと思いますので、その点を具体的に
申し上げますと、我が国においては、しょうちゅ
うとウイスキーというのは、原料や製造方法、さ
らには品質等の違う異なる製品という認識をされ

ているわけございまして、これまでの消費の動
向等を見ても、両者の間には直接的競合・代替関
係はないという主張を私も展開しました。

また、蒸留酒に係る税金につきましては、平成
元年の税制改革の一環といたしまして、抜本的な
酒税法の改革を行いました。その際に現行の従量
税率制度になったわけでございますが、税負担の
公平性や消費者の選択に対する中立性の観点等を
踏まえまして、各酒類の平均的な小売価格の違い等
を勘案して税負担を決めているのであるというこ
とで、しょうちゅうの国内生産の保護を目的とし
たものではないという主張もいたしました。

さらには、私も調べてみますと、しょうちゅ
うというお酒は、韓国を初め東南アジアあるいは
東アジアにおいて広く生産されておりました。ま
た我が国にも輸入されている酒でございます。日
本固有の産品ではないということ等も含めまし
て、しょうちゅうの国内生産を保護する効果を有
する税制ではないということの議論を展開してき
たわけでございます。

これに對しまして、提訴したのはEU、アメリ
カ、カナダでございますが、欧米諸国の考え方
は、特に蒸留酒課税につきましては度数による課
税があらわの一般的な方法であるということ、そ
れはお酒に対する考え方あるいは蒸留酒に對す
る受けとめ方が違うのかと思いますが、その辺
我々も推測するしかできないわけですから、その
度数に応じて一律の課税方式をとっているという
ことで、ここが対立したわけでございます。

結論的には、WTOのパネルあるいは上級委員
会の報告におきましては欧州サイドの考え方がと
られ、残念ながら我が方の主張が通らなかったと
いう状況にあるということでございまして、

○中川(正)委員 その中で二つほどの問題が出て
くるだろうと思うのです。

一つは、もう一つ残っておりますアメリカとの協議だろうと思うのですが、その前に日本国内の考え方というのが整理をされていかなければならないだろうと思うのです。

先ほどの日本の主張のように、そしてこの主張というのが、今の日本の酒税体系というのをつくっているいわゆる従量税といえますけれども、その背後にあるのは担税力とか、それぞれの業界の歴史的な流れの中で、日本文化の中での位置づけとそれと業界の力関係等々合わせた形で個々にいわば税額が決まっておりますよ、こういうことだろうと思うのです。この酒税体系のあり方というものと、今回蒸留酒に関してアルコール度数に対しての一つの体系というのが組み入れられた、これは本来異質のものであろうかと思うのです。

これまでの説明の中では、ウイスキーとしょうちゅうの關係の説明だけではなくて、清酒としょうちゅうあるいはビールとしょうちゅう、これについても日本の国内ではそれぞれ議論の中で説明をしながら体系をつくってきた、こういうこととあります。ところが、今回こういう形で異質のものが導入されたために、それはウイスキーとしょうちゅうの關係はこれで説明できますが、清酒としょうちゅうあるいはウイスキー、またビールとの關係、ワインとの關係、いわゆる醸造酒との關係を説明することが全く不可能な状況になったのだらうというふうに思うわけであります。

それで、これは本場に、酒税の今回のWTOの交渉過程の中で、これまでの日本の諸制度が外圧に対して一つ一つ変革をされていく、その過程の象徴的なものをあらわしているように思うわけであります。

そこで、これは私たちが含めてしっかりと一つの議論の整理というのをこれからしていかなければならないだろうし、それ以上に私は一つ気になっていまして、これまでのそうしたいわゆる従量税あるいは担税力というものを背景にした酒税の体系というのが、本場に議論を尽

くされて、国民の間にもそれが納得されて運営をされてきたのであろうかということ。これも含めて大いに反省の材料があるのではないかと、こんなふうに思っております。

そうした意味で、これからの国内議論の基準になる考え方をどこに持っていこうとしておられるのか、それを伺いたしたいと思います。

○薄井政府委員 御指摘のように、お酒は各種ございまして、その關係についての考え方ということかと思ひます。

ここ十数年、特に平成元年の税制改革以降といひますか、酒税制度については大きく変更されてきておりまして、そういう意味では、近年における嗜好の変化あるいは酒の消費の変化、そういったものを反映いたしまして現行の酒税制度の体系ができてきております。

一言で申し上げますと、従来下級酒とかあるいは低税負担酒と言われていたものの消費が伸びております。一方で、清酒特級クラスとかウイスキーなどのかつて上級酒とかあるいは高税負担酒と言われていたものの消費が相対的にそれに比べて小さくなっている。逆に言うと、高級なもの消費が落ちて、そうでないものがふえている、そういったように消費態様が大きく変わってきております。こういったことを踏まえて、ここ数年、酒税制度を変えてきているわけございまして、そういった大きな枠組みについては消費態様なりなんなりを反映したものとして定着しているものと思ひます。

今回、そのうちの蒸留酒の部分について、ウイスキーの部分を下げ、しょうちゅうの部分を上げ、その中間的なところに税率を張ったということとが全体にどういう影響を及ぼすかということかと思ひますが、私は、一方に偏した形でセツトしなかったことにより、相対的な關係は崩れてはいないというふうに見えています。

ただ御指摘のように、嗜好というものは変わっていきまして、若い人たちが飲むものも変わっていきまして、そういうものを、十分その消費量等を

見きわめながら、今後とも各酒類間の税負担の關係というものは関心を持っていかねければならないと思っております。

○中川(正)委員 恐らく、さっきの話を国民にしたところで、これは理解できないだろうと思うのです。端的に言つて、例えば何でビールがしょうちゅうの二倍なんだ、あるいは清酒の一・六倍なんだ。この話が単純に説明されないといひ、うことは新しい基準というものが日本の国内の中で設定をされないことには、各業界単位の、それこそ位置づけだけ。それが背景にあるのだらうと思ひます。今の議論の背景には、難しい問題があるんだらうと思うのですが、しかし過去の流れがそうだったので、それで流れてきて、海外にずたずたにこうして切り刻まれるということでありまして。

そうした意味から、これは、今恐らくは大蔵省に問いただして突き詰めていっても結論は、ということとは、議論ができていないことなんだらうと思ひます。そこまではいきませんが、基本的な我々の主体性というか、説明ができる基準というか、そういうものがあつて初めて税体系というものが納得をされるんだ、こういうふうに思つております。それだけに、業界を含めて新しい改革の流れというものがこんなところで一つ一つはつきりしていく、そういうことになっていくのだらうというふうに思ひます。そうした意味から、もう一回基本的な、こうしたきつかけで国内の体系をしっかりと理論づけていく、そういう気持ちを持って対応をしていただきたいというふうに思ひます。

これ以上詰めていきますと、また外交交渉に影響を及ぼして、こういうこともありましようから、この辺にしておきます。それと同時に、もう一つは、アメリカとの交渉であります。これは最後まで頑張つていって、最終的には代償補償というか、この件については話し合ひがつきませんよ、あとは、この件にかかわる代償補償というものを前提にしながらの交

渉に移り変わっていくんだらうというふうに思ひますが、その見通しでいいかどうかということ一つ。

それから、そうすると、どうも私たちの目から見ると、アメリカがここまで頑張つていっているのは、本来、酒で頑張るんじゃないかと、この代償交渉でひとつアメリカとしての目的を果たしていこうじゃないか、そういう意図自体も見え隠れするわけでありまして。それをしっかりと踏まえた上で交渉していかないと、これをもとに非常に大きな、いわば日本にとつての不利益を醸し出すことになる、こういうことだと思ひます。その辺の見通しと、相手のねらい目はどの辺なんだらうな、そういうことも含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○薄井政府委員 お話が逆になりましたが、WTOの上級委員会で報告書、そしてそれを受けてのWTOとしての決定の内容といひのは、最初に委員御指摘のように、例えばウイスキーとしょうちゅうの税率格差をなくせ、あるいは最小限にせよということございまして。

この点につきましては、私ども、今回提出しております酒税法により税率の変更を提案しているわけございまして、いわゆるデ・ミニミスと言われているものにつきました。WTOの勧告どおりにはこれはでき上がついていないように認識しております。EUにおいては、これを合意するという内容も当然入っているわけございまして。アメリカが仲裁に持ち込んだのは何かといひますと、そのことではなくて、その実施をいつからするかというところございまして。この実施を、アメリカはこの四月から実施しろということと、仲裁に持ち込んだわけございまして。私どもは法律に書いてあるようなことで、特に乙については長い期間、しょうちゅう甲につきました。二十三月分は要するというところで議論をしたわけですが、結論としては、WTOの仲裁はその中間の十五ヶ月という、WTOの協定の原則に乗った答えを出してきたということございまして。そういう

意味で、デ・ミニミスという税率格差の実態のところについては争いはなくて、いつから実施するかというところの争いであるわけです。

そこで、今度は十五カ月というこの持つ意味ですが、WTOの協定上は当事者両国が納得すればそれが答えになるという世界ですので、WTOの仲裁として出たものを軸に、私ももととしては国内事情を考えれば経過措置がもっと欲しいということと主張しようと思えます。そうしますと、御指摘のように、そのかわり代償措置を出してくれという話になると思えますので、そのところはこれからの話でございしますが、来年二月まで一年ございします。そのぎりぎりまでやっているわけにはいきませんけれども、私どもとすれば、国益に反することのないように、かつ、しよちゅうの愛飲家あるいはしよちゅう関係者がこれを急に実施することの難しさという点については十分説明し、総合的に国益に合致する答えを見つけていきたいと思っております。

○中川(正)委員 次に、大蔵省の査定のあり方というものについて、少し質問をしていきたいと思えます。

私も実は、国会に来る前に県会議員として、それこそ現場で仕事をしてみたいと思えます。そんな中で、公共事業なりあるいはいろいろな補助事業を実施していく中に、いろいろな矛盾を感じながら対応をした経験がございします。例えば、治山事業あるいは道路なんかを過疎地域へつけてくれ、予算をたくさんつけてくれ。これは今の補助金体系、いわゆる中央集権の状況ですから、我々もそれを頑張るためにということをやってきました。

ところが、例えば山の中に堰堤だとかあるいは流路工をたくさんつける、でもどこかに、私たちの気持ちの中に良心の呵責がありまして、これをやっても山はやっぱり崩れてくるしなあと。あるいは、急傾斜なんかもう最たるものなんです。急傾斜をやってくれといつて、それに二億、三億かける。ふつと考え直してみると、その前にある

家を一軒、二軒のければ一、三千万で済むところを、やはり二億、三億かけてこのがけを直さなきゃいけないのかな、そんなふうなことを思いながらやった覚えがございします。

それはそれで我々の気持ちの中で割り切り方があって、例えば、そうした山の中にいろいろな公共事業を入れていくというのは、公共事業のその直接の効果だけじゃなくて、これはもう失業対策事業なんだと。そこへ向いて公共のお金をほうり込むということで、これは、そこに住みついていて人たちが生活ができる源なんだ、そんな気持ちで過疎対策をやった覚えもありました。

そうしたことの繰り返しの中で、例えばそれに對して、若い人たちが集まって、こんな新しい事業をやりたいんですよ、子供たちが塾に山から通うのに、まあ衛星放送あたりで直接とれてそれがちゃんと山の中でも見られるようなそういう情報システム欲しいですよというふうなそんな話が出てきて、それを通して予算査定まで持ってくる、いや、それはなかなかつきにくいんですよ、それよりも堰堤をつくったらどうですか、こういうふうな一つの大きな流れがあったように思うわけでありました。

それ以外にも、巨額なプロジェクト、これがよく問題になっていますが、三重県あたりでいきますと、長良川河口堰あるいは三重用水事業。これは、一番最初に始まったのは、四百億ぐらいで済みますよという約束で始まったのです。ところが、今になって振り返ってみると、千六百億。その中に我々の意向、例えばもう途中でやめておこうじゃないか、これはおかしいじゃないかという話ができるかといえ、一たんそうしてプロジェクトが始まってしまつと、そのまま自動的にずっと上つてしまつて、それが何倍にもなつてもやっぱり予算がつけ続けられるというこの現状。そして、よくこれも批判が出る話ですが、農業の圃場整備。つけてくださいといつて、ふたをあけてみたら、あつちやこつち予算を引っ張つてきてお

る間にもこの事業費よりも補助金の方がたくさんついてしまつて、おい、割り戻しできるぞ、こういう現状もある。

でも、やっぱり私たちはそれを黙って、これは地域にとつていいことだ、こういう形でやってきておるといふのは、これは、現場でそうした仕事をしながら地域というところを中心に考えていくと、どうしてもそういう仕事がひとつの誇りになり、それがひとつの選挙のものとになる、こういう意識でありました。

そこで、ふと私も振り返って感じたんですが、大蔵省の位置づけというのは、役所の中の役所に予算については、そうした一つ一つのチェックの中でこれは流れてきた。それが、あるときは非常につのが難しい、大蔵省が考え方をまとめてもらえないから、あるいは理解してもらえないからつかないんだという説明があり、あるときはこうした形でいろんな矛盾を抱えながら予算執行がされてくる、こういうことなんです。一体、そこにある、今の大蔵省の査定システムの基準、いわばこれも先ほどの話と同じことですが、何をもつてどういふことを国民に説明しながら大蔵省の今の予算査定というのがなされておるのか、そこをまず聞かせていただきたいと思います。

○林(正)政府委員 お答え申し上げます。

今の委員の御質問、公共事業に例をとつてございしますので公共事業について申し上げるのがよろしいかと思いますが、委員も御指摘になりましたように、公共事業、これを効率的、効果的に実施するというのは、個別の事業に投入する費用、それと当該事業によつてもたらされる投資効果とを比較する、これは波及効果も含めた便益とを比較する、まさに費用効果分析、こうした客観的な評価を行った上で投資の優先順位をつけ、あるいは箇所づけをやっていくということが基本だろうと思つております。

ただ、今も過疎対策で御指摘ございましたように、公共工事によつて整備される社会資本の効用、一体これをどう考えるか、これは非常に多様

でございまして、難しい問題がございします。したがって、必ずしもすべての事業についてその効用を数値化していくことはできませんが、私どもこれまでやっておりますのは、例えば道路整備事業、こうした一部につきましては、従来からこうした費用対効果分析ということをやつて、できるだけ効率的、効果的に予算が使用されるようにということをやつております。引き続きこれから、公共事業の投資の効率性を確保するという観点から、それぞれの事業についてこうした評価方法の開発をしていくということ、あるいはこれを公表するということ、可能な限り費用対効果分析を活用していくことが大事だと思ひます。

ただ、繰り返しになりますが、公共工事、公の行います事業につきましては、なかなかその効果の測定ができないという面もあるわけで、そこら辺は総合勘案しながらというふうなことになるんだらうと思ひます。

ただ、いずれにしても、できるだけアカウンタビリティといひますが、そうしたもののあるいは透明性というものを高めるような努力というのは引き続きこれからもやっていく、努力をしていかなければいけない、そのように思つております。

○中川(正)委員 端的に費用と効果という言葉が出たわけでありますが、そこでひとつ具体的に御尋ねをしたいんです。

今一つの、公共事業の中で見直しをしていくべきだといふ、そんな論議が張られております。その中でいふも、いつもいふより特に指摘が出てくるのが整備新幹線でありました。これについては、これだけ大きなプロジェクトでありますから、それなりに大蔵省としてはこの事業に対する、それこそ先ほどの費用と効果というものの対しての一つの考え方を示しておるだろうといふふうには思ふんですが、その数字根拠をここで説明をしていただきたいと思います。

○林(正)政府委員 整備新幹線のお話でございますが、私ども、平成九年度予算を財政構造改革

元年度予算だというように位置づけまして、これを最優先の課題として取り組んでまいりました。他方、整備新幹線の整備は、国土の均衡ある発展と地域の活性化というものに資するという点もございいます。

こうした中で、私も平成九年度の予算におきます整備新幹線の取り扱いを決定するに際しましては、私ももとしまして、JRの健全性は確保しつつ、国の負担割合をよやさない形で新しい財源スキームを策定し、その範囲内で張りをつけるためにはどうすればよいかとこのところ一番苦心をしたところでございます。

そうした中で、ぎりぎりの判断が求められたわけですが、御案内のとおり、我が国の財政事情が非常に厳しいという状況も十分踏まえた上で、財政構造改革に沿ったものになるように、国の負担割合三五％は維持しつつ、事業規模を新たな財源に裏打ちされる範囲内として、今後なお、収支採算性の見通しあるいはJRの貸付料等の負担、それから並行在来線の経営分離についての地元公共団体の同意、JRの同意等の基本条件が整えられていることを確認した上で、その取り扱いを厳正に判断したいということにしたところでございます。

○中川(正)委員 先ほどの説明は、財源負担をそれぞれどういうふうに割り当てるか、こういう説明です。私が聞いたのはそうじゃなくて、整備新幹線というものを実行していく上で、先ほどの大蔵省の中に費用と効果という基準があるという話ですから、それがどんなふうに算算がされたのかということをお聞かせをいただきたい、こういう質問をしたんです。

○林(正)政府委員 今後、整備新幹線につきましまして、先ほど申し上げましたように幾つかの条件がございいます。

に大蔵省の本来の査定というものはなかった、こういうことですか。

○林(正)政府委員 大蔵省としての査定という御質問でございまして、先ほど申し上げましたように、整備新幹線の問題については、全体としての枠組みを決め、今後の個別の路線の問題については今度の検討委員会におきまして、幾つかの検討の視点がございまして、先ほど申し上げました費用対効果というようなことも含めて幾つかの検討項目がございまして、こういう点について十分に審査をしていくことでございまして。

○中川(正)委員 政治の議論なのだろうと思うのです。国民が今回の整備新幹線の議論を聞いていてどうも腑に落ちないというのはそのなだと思ふのです。最終的にはこれは政治決着をしていくということであつても、大蔵省の役割というのは、大事なときに逃げてはいけませんのですよ。

そうではなくて、国民に対して、またこの議会に對しても、それなりのいわば査定基準に基づいた数字を出して、それで、我々はこう思うけれども、それに対してもし政治的に一般の財源を投じてでもこれをやるということであれば、その判断を政治にゆだねる。それで、それはだめなのだ、今の財政状況の中ではこれは先に延ばしていくのだという判断が出れば、それも政治に任せる。それだつたらわかるのです。しかし、今回はほかのことです。つまり大蔵省は頑張っているが、この一番大事なところになつたらそういう形で逃げるといふことは、これはあなたの方のそれこそ存立基準を否定してしまうことになる。それだつたら最初から予算権は内閣でやつたらいいではないかという議論にも結びついてくる話だということに思ふのです。

○三塚国務大臣 ただいまの論議であります。整備新幹線決定の最終局面は、政府・与党共同責任で開示されておる原案のとおり。その一日前の

二十四日、党側の原案は、新規着工地区に全部数字が入つておりました。政府と与党の首脳会議が持たれたものですから、私はその案の撤回を求めたところでありました。

基本は、鉄道といつても旧国鉄の概念で物を考へることはやめよう。完全民営会社で、苦勞しながら業績アップに努力をして。ですから、すべての新規着工地区は、事業担当者に予定されておるそれぞれの地域の鉄道会社が賛同することが基本要件。賛同の基本的なベースは、収支採算性。鉄道事業というのは、各国、我が国においてももちろん、収支採算性の合わないところに私鉄は、民鉄は進出したしません。そういう基本のベースを踏まえて考えてほしい。同時に、どの地区をどう決めるかは、鉄道会社の賛成、その前提である収支採算性、それとも一つは在来線を廃止することについての地元の合意、こういうことがありまふ。それと、財源の仕組みはただいまの仕組みより変わることはないということではないといふかです。それらを厳正に判断をして、検討委員会において決定をするべきである、こういうことになりました。

言わんとするところは、それだけ鉄道が、ぜひということであれば、地域ぐるみで、自分の鉄道というところで盛り上げていくという地元の支援体制、また経営に対する参加体制、こういうものがしっかりと確立をされておらまふと、無用の長物になりかねないという国民の批判があるわけがございまして、みんな鉄道を支えようということであれば、鉄道は、御案内のとおり使命を果たすことができますし、地域に利益を還元することができ、貢献することができ、こういうことであります。

事務方は、財政の論理と、国民負担の論理と、再建元年にふさわしい予算をということ、相当全力を尽くしてそれぞれの所要を説得したことは事実であります。それをサポートするのは主管大臣の役目でありまふから、そういう基本的な枠組みの中で申し上げさせていただきます。最終的に

検討委員会の議を経てこれを決めるという手続が明示をされてこれから進む、こういうことになりました。

○中川(正)委員 時間が迫ってきたようなので、これだけでいきます。その後の金融は、次の機会にいきます。

先ほどの大臣の御議論を聞いておきますと、それこそ私たちがこれまで地方の感覚でやってきたそういう議論に結びついてくる。いわば陳情政治といひますか、やってくれ、やってくれ。そんな中で、それは地元の熱意が確かにあるだろうと思ふのです。新幹線は欲しいだろうと思ふのです。右肩上がりの、財政が膨らんでくるとき、そういう背景の中で政治が行われてきた時代であれば、それで話は通つてそれでいろいろなものができてきたのだらうというふうに思ひます。

その中に、公私混同というか、どこまでが私的セクターでやつてどこまでが公的セクターで、まあ言つたら一般財政からお金を投じるとかという議論もなしに、そのまゝ、何やや言つても仕方ないじゃないかという形で進んできて今の時代を迎える、そのあげくの果てに国鉄が、国鉄自身がです、非常に大きな赤字を残したまま問題になつて、こういうことなのだろうというふうに思ふのです。

私は、今回の整備新幹線の議論を聞いておまして、そのプロセスと同じようなことでしかこの議論が決着できないとすれば、これはこれからの日本にとつて非常に悲劇なのだろうというふうに思ひます。そんな中で、やはり大蔵省の役割としては、情報をしっかりと、この議会にも、国民にもオープンにして提供することだというふうに思ふのです。その情報をもとに、政治判断は私たちがやつていく、これでいいじゃないですか。

現在の状況は、その役目を果たしていない大蔵省といふものが、これから先の大蔵省の役割、そして新しい組織の再編というもののどういう結果をもたらしていくかということそれぞれ担当者には深く肝に銘じてやつていくべきだろうというふ

うに——どこへ行つたのですか、皆さんのその気概というものは、本当にこれでいいのですか。それをひとつ指摘をしておきたいというふうに思います。

以上、時間いっぱいでございますので、パトントンチをさせていただきます。

○議員委員 次、並木正芳君。

委員長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

これについては、去る二月二十日の本会議におきまして、我が党の上田清司議員から質問があったわけでございますが、住宅取得促進税制の効果については、これまで一定程度それなりの評価ができると思います。

しかしながら、御案内のとおり、ことし四月からは消費税がアップするということがあるわけであります。昨年の秋口から、駆け込み需要ということで住宅の取得がかなりございまして、こういうことを見ましても、消費税のアップというのがかなり住宅取得に関して影響してくるのではないかと、これが考えられるわけであります。

したがって、これまでのような考え方でいいかという、かなりこれは違ふのじゃないか。もちろん、大蔵省はその質問にお答えの中でも、先行減税に見合った消費税のアップである、これはもう織り込み済みだというような回答もあつたわけなので、それ、景気の影響ということにしまして現実的ではないのじゃないかと私は考えるわけです。

したがって、消費税を上げてなお余りある、それを上回る控除を住宅取得促進税制の中に織り込んでいかなければならないのではないかと、そういう点では大変不十分ではないかというふう

に考えるわけなんですけれども、まずその点についてお聞きさせていただきます。

○薄井政府委員 政府の経済見通しにおきましては、平成九年度の民間住宅投資、これは実質で申し上げますと、御指摘のように前年比、つまり八年度に比べて四・九％下がるということを見通しております。

ただ、平成八年度、今進行中でございますが、これも御指摘のように前倒し効果もありまして、対前年度比一・五％の大幅な増加が見込まれておるわけでございまして、平成九年度の見通しの絶対水準ということで見れば、平成七年度に比べて数％高い水準になるといふふうに見込まれております。

そういう意味で、バブル期の六十三年度のようなことは望むことはできませんけれども、そこそこの住宅建設が平成九年度においても行われる。その際、その効果の中にはいろいろな効果が含まれると思います。一つは、金利水準が低いということ、あるいは地価が安定的に推移しているということ、それに加えて、今度拡充させていただきます住宅取得控除、こういったこともあわせて、今申し上げたような見通しとなつておるということでございます。

○並木委員 説明についてはそれなりにわかつたのですけれども、この四月以降、住宅取得の需要については落ち込まずを得ないのじゃないか。それに對しては早くいかにして立ち直らせるかという点においては、やはりもう一回り大きい控除率で控除していくことが必要じゃないかというふうに考えるわけです。

これについては、そのような考えだということをお聞きさせていただきます。

また、同じくこの改正案の中に、登録免許税について控除を大きくしていくという項目がございまして、もともと住宅と土地には何重かに地方税も含めて税がかかっているわけです。こういったことで、今の住宅取得の落ち込みを考えれば、この辺の登録免許税の問題に関して

も、この際、住宅取得を促進するためには非課税というふうなところまで考えていいのではないかと、いふように考えますが、いかがでしょうか。

○薄井政府委員 登録免許税の趣旨については御存じのとおりでございます。その中で、例えば住宅用の家屋の所有権の保存登記、これをいたしますと、千分の六という本則税率があるわけですが、これは軽減していくことが住宅建設あるいは住宅取得のために適当であるということで、千分の三というものにしてまいっております。しかし、委員御指摘のように、平成九年における経済状況等を考えた場合にこれを拡充すべきだということから、今回提出している法律案におきましては、千分の三を千分の一・五にさらに半減するという措置をとらせていただきました。

これをゼロにするということは、他との負担関係を考えたときに、住宅という大きな投資をされる方の経済力ということも考えた場合に、それは行き過ぎではないかなと思っております。しかし、本則に對しては千分の一になつておる、特にこれとそれを措置するということをお聞きしたいと思ひます。

○並木委員 御理解ということですが、いづれにしても、景気浮揚の大きな要因に住宅土地というものはなつていくと思ひます。そういう点で、ぜひ十分なる配慮をお願いしたいと考えるわけです。

私も、既にバブルはもう遠い昔というか終わったという認識の中、土地神話という意味においてはバブルですけれども、その辺について考えれば、バブル時代の税制と言います地価税はこの際非課税としたらどうかということ、あわせて、法人の長期所有土地などの譲渡益に對して今五％の追徴課税がございしますが、これを不適用とするか、また、同じく法人の新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例制度、こういうものも不適用にしていってどうか。法人ばかりでなく、個人の不動産所得に係る損益通算の特例制度、こういうものもあるわけですが、

これも不適用としてはいかがか。

こういうふうな、先ほどまきにおっしゃいましたようにトリクルな改正の中で、少しでも住宅土地の取得をしやすくしていく、あるいはバブルであつた税制を整理簡素化していく、そういうことが必要ではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○薄井政府委員 土地税制につきましては、この数年土地をめぐる状況が大きく変わつておりますので、税制自体も毎年のように改正をお願いして目まぐるしく動いてきているような実情でございます。

ちよつと古い話ですが、平成二年秋に土地税制についての根本的、抜本的な議論をいたしました、平成三年から今御指摘の地価税の創設等の、あのときの、土地問題に対する反省から税制はこうあるべきだということをつくりました税制がまゝありました。

ただ、その後、御指摘のように地価は安定してきております。そういった中で、従来どおりの、平成二年あるいは三年につくつたとおりの税制でいいのかということ、毎年厳しく私も見直してきているつもりでございます。残念ながら、平成三年につくつた税制がそのまま適用されているという誤解が世の中にあるわけで、この点は十分に私ども説明しなければいけないと思ひます。

幾つか個別の点について御質問がありましたので簡単に触れますが、まず地価税でございます。土地を持つことのコストというものを感ぜいたく、ある程度持たせていただくことが、恒久的な意味での地価の安定化、あるいは適正な水準とすることに適するといふ考え方、あるいは資産課税の問題も含めて地価税を創設したわけですが、地価税のつくり方というのは地価に税率を掛けるということでございますので、御指摘のように、地価がどんどん下がってきたことによりまして、今では年間の税収が千五百億円程度になつております。平成四年度、もし〇・三％のままであれば

ば、約八千億円の税収であつたわけですので五分の一ぐらゐになつてゐる。もう一つのポイントは、去年平成八年度改正で税率を半分にさせていたのだといふこととあわせて、それほど今や小さくなつております。

ただ、これは土地の保有課税としての固定資産税との関係を常に考えていくべき問題だと思つております。固定資産税の負担との関係を、少なくとも五年に一度は見直せといふことが法律の附則で書かれておりますので、固定資産税との関係を今後とも見ながら、地価税のあり方については常に考えていきたいと思つております。

それから、土地の流動化対策といふことで、法人の長期所有土地の追加課税についての御指摘でございました。

これも平成三年の改正が大きな意味を持つておりますが、必ずしもそのときにできたといふか、もうちょっと長い目で、法人なり個人の土地保有に關して土地転がしとかいろいろなことが言われていた時期から変遷をたどつてゐるわけでございます。

そうした変遷の中で、これも昨年、今五%という御指摘がありました。一〇%であつたものを五%にいたしました。また短期の、超短期といひますか二年以下のものにつきましては、かつては三〇%でしかも分離課税といふ極めて重い課税制度をとつておりましたが、昨年の改正で一五%の追加課税といふことで、かなり軽減されております。

ただ、法人税の中で、あるいは法人が土地を持つといふことについての考え方について、私も、この程度のものであればないかといふことで去年の制度をつくらせていただいたといふことでございます。

それから、新規取得土地についての負債利子控除の話でございます。

これにつきましては、土地を取得されて、そのとき借入金で取得されると金利負担が出てきます。その金利を、土地を活用しないうちに一挙に

落としてしまふといふことが適當かどうかといふことで、これはバブルのときではなくて、昭和六十三年度の改正で入れたものでございます。四年間持つていたのだと、落とさないでいたのだとして、四年たつたら落としますといふ形になつておりました。土地の活用と裏腹で、そのために借りた借金の利子はそれに引いていくといふ考え方に沿つております。したがつて、建物ができちつとそこに一定の規格以上のものができれば、負債利子は引けるという仕組みになつております。かつ、その上物の基準につきまして、これも昨年だつたと思ひますが、手直しをして実情に合わせたつもりでおるわけでございます。

最後に、個人の不動産所得に係る損益通算の話も出たかと思ひます。

この点につきましては、不要不急の投資的な土地需要といふものを抑制するといふ観点、いわゆるワンルームマンションの動きに対応したものでございまして、現在もこういう節税といふことをねらつた動きが必ずしも少なくなつていないのが実情でございまして、そういう意味ではこの制度を今廃止して適當かどうかといふことにつきましては、私も消極的に考えておるということでございます。

○並木委員 説明が足りないといふようなお話もあつたのですけれども、その辺で論点が若干異なつてくる点もあるかと思ひますけれども、とにかく土地あるいは住宅、こういうものに對する課税といふのは非常に大きく景氣にかかわつてくると思ひます。

そういった点で、もうバブルは既に終つて、大蔵としては立て直しに入つたんだ、土地の流動化策といふのをトータルな意味で考へてゐるのだといふ、そういう国民心理に与えるメンタルな面といふのですか、そういうものを私も重要視していきなさいと思つてゐるわけです。ですから、地価税を非課税にしても、一般の方の懐に残るお金といふのは地価税の性格からいつてもそう高くないわけなんです、メンタルな面で、そういう

ふうなバブル時代の、まあそうじゃないと言ふのですけれども、税制が終つてを告げて、むしろ流動化策に入つてきた、そういうような中で効果があるんじゃないか、そういうふうに考へておられますので、ぜひ今後とも積極的に取り組んでいただきたいといふふうに考へます。

もう一つ、租税特別措置法の改正案の中の沖繩振興策についてなんですけれども、これについては直接ここには法案としてはないのですが、沖繩に私も何度か行きました。基地の島として、日本の日米安保を基軸とする防衛の拠点として、大変大きな負担を果たしていただいているといふふうに考へるわけでありまして。

そうした中で、今國際情勢、冷戦終結といふことと変化してまいりました。また、東アジア、東南アジア等も経済的に大変高い成長率を示してきてゐる。中国の華南經濟圏とか蓬萊經濟圏とか長江經濟圏とかいろいろございまして、そういったところでもかなりの経済的發展を示している。

そうした中で、沖繩の人たちは、基地を段階的になくしていつて自立したいといふ、そういう中では、基地の空港の民間化、ハブ空港化とか、こういう条件はある意味では本土より備わつてゐると思うのですけれども、そういうような中を通して、ぜひとも自由貿易地域といふか、そういうものを拡大していつて、世界的に言へばシンガポールだとか香港とか、そういうところのような経済發展を目指したいといふようなことを言われてゐるわけです。

一國二制度といふ問題があるわけですから、御案内のとおり、ことし七月には香港が中国に返還されました。まさに一國二制度でやうとするわけですね。日本においてはもとと条件が、逆に言えば中国よりもいいんじゃないかな、そういうふうにも考へるのですけれども、この辺について御見解をお伺ひしておきます。

○薄井政府委員 沖繩の自由貿易地域についての御質問でございました。

税制上も既に措置はしておるわけでございますが、自由貿易地域内における経済活動といふのは余りかはかしくないといふことで、これをどう活性化するかといふことが議論されていることを承知いたしております。

ことしの改正のことを申し上げますと、租税特別措置法の中ではありませんが、別の特別措置の中におきまして、自由貿易地域内における工業用機械等の特別償却の対象となります設備、今までは一件当たり千九百萬元以上のものでございまして、これでは使い勝手が悪いといふことで、一千万円に引き下げる措置を講じることとしております。また、自由貿易地域投資損失準備金制度といふのがございまして、ここに投資したけれどもうまくいかないといふ場合に備へて積み立てるというケースですが、現在一五%となつておりますが、これを四〇%に引き上げるといふ措置を講じております。

その他、沖繩關連の租税特別措置、期限の延長等を行つております。また沖繩路線の航空運賃を軽減しようといふことで、航空機燃料税の税率の引き下げ、これは租税特別措置法で措置させていただきます。従来路線の延長線のもとでやつてゐるということも御承知のとおりかと思ひます。

それ以上の、発想を変えてといふのが御質問かと思ひます。

私も、沖繩振興のためにどのような政策を、税といふか全体として総合的に講じていくかにつきましては深い関心を持つておまして、沖繩政策協議会のもとに設置されました各省と沖繩県によるプロジェクトチームがございまして、ここで県からの要望も踏まえつつ精力的に調査検討が進められてゐるといふふうに認識しております。

そういう中で、税制上の何か措置が要するといふことであれば、その総合的な措置の中でうまく組み合わせられるならば、税制上の措置も講じていくことは必要であらうかと思ひますが、ただ、税金といひますのは、税金を納めるといふこと

上杉家というのは、会津百二十万石の名門であつたわけですから、関ヶ原で石田三成方についてしまった、徳川方につかなかつたといふこ

江戸時代と現代の相違はあるわけでございますけれども、共通の原因というのが見えてくると思われうわけです。つまり、財政動向に見合った機構改

次にこれまた現代にも通じると思いますけれども、産業を興して領内を富まそうと図ったわけですね。そのため、荒地を開いて農業を営もうとする者には農具料とか種もみなどを与えまして、そして、この辺が肝心なところなんですけれども、三年の間税金を免じたというのです。まさに、この破綻寸前の財政状況で、一銭の金でも欲しいというときに税を免じた。つまり、目先の一銭より、生産者の意欲を駆り立てて経済の活性化

よつて、鷹山公の心は心としつゝ、改革の面においてこのことを断行していく。鷹山公は、改革

は血の出るものではないが、お互い次の世代、先々を見て楽しくやろうと言ったという言葉も聞いておるわけでございます。土農工商が身分を忘れて一体となってやり抜こう、先祖に感謝をしなから、後世のために汗を流そうではないか、こう言われました。今日の我が日本、新しい日本像を目指してやらなければならぬ、それは原点に戻ってやるということに通ずるわけですから、もう、そういう中にあります。日本人の勤勉さと頑張り、依然としてよき文化として続いておると思うのであります。ここの辛抱をやり抜くことが、構造改革二年目を迎える予算編成にとりまして大変大事なことに思っています。

現代が、我々が、この苦勞をともに乗り越えていくということで、日本人の氣道を、また日本人の我慢強さを内外に示すことによりまして、三カ年先行投資の恒久減税、そして同時に特別減税、こういうことに、特別減税にだけは別れを告げるわけでございまして、二％あるじゃないかという御指摘、当然私も体してあるわけでございまして、我が日本は自信を得ることになるのではないでしようか。もちろんそのためには、行政改革、規制緩和が大前提であります。経済システムの改革、以下、言われる諸改革を断行するということになると思ひますし、財政構造改革は、主管大臣としてその責めを負うております。

九年度は、一生懸命やりましたが、あそこまであります。十年度編成は、ありとあらゆるものに聖域を設けず、国会論議において指摘されました数々をその基本としながら、全力を尽くして成果あるものにしたいと思ひます。

並木議員のせっかくの御提案であります。鷹山公の心はしっかりと受け継ぎますので、御鞭撻、御叱正をくださいますようお願いを申し上げます。

○並木委員 特別減税を継続するとすぐにお答えがいただけると思われないわけなんですけれども、かなり現実には、大蔵省も経済企画庁も景氣

は徐々に回復しているというふうな、そのようなことを言われてはいるんですけども、どうも一般の方の感覚からすると、暗い話題といえます。景氣はいまよくなるのかというのが実感じゃないかなというふうな思ひ方です。数字において徐々に回復だとか、そういうところは必ずしも説得力を持っていないというところを考へて、そして消費税の二％アップ、三から五へというふうな、一般の方へのいわゆる消費に對しての慎重姿勢をつくつてしまふような、そういうふうなことを考へると、やはりこれは減税をもう少し継続していくということが、むしろ景氣を早く立ち直らせることじゃないかというふうな思ひ方です。ですから、その辺について、ぜひ今後とも考へていつていただきたいというふうに思ひます。

それともう一点ですけれども、時間がなくなつてきているのが、鷹山公がもう一つやつたことは、これは養蚕を勧めた。いわゆる殖産興業ですけれども、繭をふやした。桑を植えるために、もちろん自分の衣食のお金を出して買ひ与えたとか、そういう立派なこともあるわけなんですけれども、それだけでなく、越後から技術者を呼んで、米沢がすりですか、米沢織を製品として開発していった。こういうふうなことで新産業を興していった、そして社会資本を整備していったというふうなことであります。

この租税特別措置法改正案にもベンチャービジネスへの配慮もあつたわけですから、この辺について、さきに橋本総理が、公共事業費削減のために社会資本の整備に民間資金を活用する民間資金構想、PFIというんですか、イギリスなんかで行われたあれでいいけれども、そういうふうなものを導入していくというふうな方針を述べたというところです。蔵相の諮問機関であります財政制度審議会では、このイギリスのPFIをやはり紹介しまして、しかし、公共部門の雇用を奪うとか、あるいは支出の繰り延べだというふうな批判がある、こういう指摘もしているというのですけれども、大臣はこの点については、総理がそういう

うふうにお話しているのですけれども、大臣の見解はいかがでしようか。

○三塚國務大臣 ただいま、公共事業についてのPFIの導入についてでございますが、もう経過は御案内のとおりでございます。結論のみ申し上げますが、我が国の公共事業にPFI、すなわち民間資金構想を導入することについても、国の負担が軽減するのとかいう視点はもとより、民間部門がこうしたリスクを引き受けられるかどうかという氣構えの問題が極めて重要なポイントになつてきております。

そもそも、こうしたリスクを引き受けることが可能な公共事業分野があるのかどうか。収支採算性が合うかどうかであります。前段申し上げました民営鉄道はそれに手をつけてまいりました。航空事業またしかり、輸送事業またしかり、こういうことになりました。それから公共事業に民間資金と、これについては、これから私も真剣に実を檢討しなければなりませんし、第三セクター方式という方式でいける工事をこれに振りつけるためにはどうしたらいいのかということなども含めまして、真剣な検討をしていかなければならぬと思つております。

○並木委員 質問の時間が来たようですけれども、大臣の答弁というのは、いろいろな新聞で、非常に難解である、質問者まで混乱してしまふな、という話もあつたのですけれども、きょうは大変明快な答えを一応いただいたと思ひます。時間があればもっとお聞きしたいことがたくさんあるのですけれども、またの機会にさせていただきます。どうもありがとうございます。

○額賀委員長 次に、小池百合子君。

○小池委員 新進党の小池百合子でございます。きょうは予算委員会とダブルヘッダーで、大臣も御苦労さまでございまして。私は、いつも申し上げておりますように、納税者の観点、そして本日は、ちょうど今回の法案が阪神大震災の復興関連でございますので、兵庫県の議員として御質問さ

せていただきます。また、後ほど時間によりましては、エンゼル税制についても若干御質問させていただきます。と思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

御承知のように、震災復興は、官の部分はどちらかというと進みつつあるわけでございますけれども、まだ民の部分のおくれが目につくところでございます。仮設住宅にお住まいの方々のこれらの行き先等々も不安が募つているというふうな状況でもございます。そういったことをひくくめまして、今回のこの法案に關しましては、少しは明るい材料であるということを感じたいと思つております。若干問題点もあろうかと思ひますので、そのあたりを伺わせていただきたいと思います。

まず何よりも、せんだつて建設省の方が容積率の規制緩和ということをおっしゃつていただきましたけれども、被災地からいたしますと、今ごろというふうな感が否めません。例えば、容積率の変更によりまして、傷んだマンション等が、本来は建てかえをしなくてはならないのだけれども、建てかえしてしまうと容積率が小さくなつてしまつて、そしてマンションは特に空間を買つてあるわけでございますから、特に容積率の問題等、住んでいる方にとりましては非常に深刻な問題ということがございます。そこで、この容積率の緩和、どうやら景氣対策として出てきたような感じがございまして、被災地からいたしますと、やはり震災復興というのとは、もう少し早く、スピーディーに決断をしてやっていただきたい。かつたというふうなことをまず申し上げておきたいと思ひます。

そして、今回の法案につきましても、むしろ、震災復興という形で、ジャンルでくつていただいておりますけれども、なぜ今ごろというふうな感覚を持たざるを得ない部分も多々あることを最初に指摘させていただきます。思ひます。まず、住宅取得の特例でございましてけれども、被災者の再建住宅に係る住宅取得促進税制の特例

に關してでございますが、借入金の年末残高一千万円までは、現行は一・五％が、このたびこの改正案によりまして二・〇％ということで、これは大変ありがたく思うところでございます。しかしながら、ここで考えなければならぬのは、震災後、最も大変な平成七年、八年に住宅をみずから再建した、これは自分でできるからいいのではなにかということではございまして、けれども、この特例にはこの人たちはもう当てはまらないということになってしまいますけれども、これ以前に住宅を再建した被災者はこの特例の対象になるのかならないのか、伺いたいと思います。

○薄井政府委員 阪神・淡路大震災の被災者の再建住宅の問題についての御質問でございます。

平成七年の一月に大震災が起こりまして、その後、二月、三月と私も対応を考えたわけでございまして、その後、当委員会あるいは災害対策委員会あるいは予算委員会におきまして、各種の税制上の措置についての御質問をいただいております。

そういった中で、小池委員を含め住宅問題について税制上何とかならないかというお話もいただいたことを記憶するわけでございますが、今回の特例は、阪神・淡路大震災で家屋を失ったその後二年を経過する現時点においても住宅再建ができないあるいは借家住まいを余儀なくされている方々について、できるだけ早く住宅を再建していただくという考え方が含まれているわけですが、一方で、住宅取得控除についてかなり本格的に手直しをする必要があつて一般的にも直ささせていただいた、この時期にちょうど合致した形で措置をとることができたというふうに考えております。

御質問の、これまでにお建てになった方については適用にならないということではございますが、それはそれなりに、住宅取得控除につきましても、当時の実情の中で考えられる措置を講じさせていたいただいたことは御承知のとおりでございます。

○小池委員 今の御説明ですと、やはり景気対策

の観点から全体を見ておられるような、そういった印象を受けるところでございます。

今御答弁の中にもありましたが、災害対策特別委員会におきまして、こういった被災者に関する震災の復興復興に關して税制面の特例を何とかということでもずっと訴え続けてまいりまして、ここへ来て景気対策の方面からそういった措置がとられるということ、それはやはり被災地の軽視ではないかという声が当然起こってくるわけでございます。

そうしますと、平成七年、八年の被災者の住宅取得に對して、さかのぼってこの特例を受けるということとはできないものなのでしょうか。

○薄井政府委員 住宅取得促進税制の本体といえますが、制度そのものの成り立ちが、新築住宅をつくっていただくためのインセンティブ税制としてつくられておりまして、これまでも何度か改正をしてきておりますが、新たに建てていただく方のためのインセンティブ税制としての大枠の中でこれができていることからすれば、過去にさかのぼるということとはできないことを御理解願いたいと思います。

○小池委員 さかのぼることができないということであるならば、次の、印紙税の引き下げの部分でございます。印紙税の引き下げ、つまり不動産譲渡の契約書及び工事請負契約書に係る印紙税の税率を次のとおり引き下げるといふ部分でございますけれども、これにつきましても、今と全く同じことが言えるかと思うのです。

これについて平成七年、八年にさかのぼって引き下げをすべきだということを私は強く訴えたいところでございますけれども、いかがでしょうか。

○薄井政府委員 不動産譲渡契約書等に保ります印紙税の軽減措置を一般的に措置するわけでございますが、これは御存じのように、印紙税というものをどの時点でどうかけるか、印紙を張っていただくという行為で納めていただくこの税の特殊性といえますか特徴からいまして、これもさかの

のはることができない税制でございます。

ちょっと先ほど言葉が足りませんでした。震災に遭われた方々にいろいろな方面から手助けをしていくということは大変なことだと思います。私もそう思うので平成七年に各種の措置を講じたわけですが、それだけの税目ごとに、できる分野があります。また不可能な分野がありまして、それを総合的にできるところはなるべくやっていくということ措置してまいりましたわけでございます。

そういう意味で、各税にそれぞれの特徴があるということを御理解願いたいと思います。

○小池委員 阪神間というのはこれまでの納税の実績から申しますと、極めて、表彰状を上げてもいいような納税者の方々がたくさん住んでおられる地域でございます。それだけに、自助努力というところで皆さん頑張つてみずからの住まいの再建などをしておられるところでございまして、この昨今の不況の問題、それにかかわつてリストラの問題、そして神戸のこれまでの産業などが壊滅的な状況にあつて職場そのものがなくなつてしまつたと、本当にこの阪神大震災というのは大都市の、そして大規模な災害であつたということ、やはりこれは国としてもローカルな問題ということではなくて、新たな経済を生み出すポテンシャルのあるところでございまして、できるだけ早くに、そうやって支援していただく、きつとまた納税者はお返しできると思うのです。そういった意味から、全体的なさまざまな措置をこれまで講じてはいただきましたが、まず、そういう感覚を持っていたきたいということを強く申し上げたいと思います。

そして、先ほど一たん話しかけた登録免許の軽減税率の件でございますが、こちらについては二年延長ということで、これも極めて被災地にとりましては助かる措置でございますが、まだまだ復興というのは、東京の空襲の復興だつてかなり、そこと比べるとみんなそうかもしれせんけれども、やはり復興というのはかなり時間がかかりますし、その辺のタイムラグというものもござ

います。

そういった面で、これは将来のことではございますけれども、また二年後の見直しというのものを担保としていただきたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○薄井政府委員 今御指摘の点は、阪神・淡路大震災の被災者が新築または取得した建物に係る所有権の保存登記等につきましての免税制度だと思います。

御指摘のとおり、平成十二年の三月三十一日までの間の登記についてこれは適用になるということでございます。

○小池委員 一番欲しいところが抜けてしまったのですけれども、ぜひともこの見直し、二年間の時間をいただいたわけでございまして、二年間、その後、そのときの状況に応じて、先ほど申し上げましたような観点からの見直しをぜひともお願いしたいということをここで強く申し上げておきたいと思いますが、また加えてお答えいただけるならばよろしく願ひいたします。

○薄井政府委員 やや私の説明が不十分だったと思いますが、この登録免許税の特例はもともとの法律で平成十二年の三月三十一日までの適用期限になっておりますので、最初からそうなつていた。今回租税特別措置法の中で日本全国一般的に住宅関係の税率を引き下げ、それを二年間延長していくという措置も講じております。

いずれにしても、期限到来のときに御指摘の点なども含めてまた考えていくということかと思ひます。

○小池委員 ありがとうございます。今の御答弁を伺つておりますと、最初に私が指摘をさせていただいた被災地の震災復興復興という観点よりも、やはり景気対策の一環としてこれも入れておいてよろうじやないかといったような、そういう印象を私は受けざるを得ないのですね。

震災の問題、確かに神戸におりますときと東京に戻つてこの永田町におりますときと全く空気が

違うのです。しかし、この問題というのは、先ほど申し上げましたように大都市大規模災害であるということ、非常に特徴的なことかと思ひます。それはいつこの東京で起こるかもしれない、またより多くの被災者を生むかもしれないというようなことで、これはまた国家にとりましては大変な負担も生じるかもしれないけれども、やはりここで納税者たちが、肝心なときには救つてくれないというようなことになりまして、非常に国家の責任が希薄になつてしまふ、納税の意欲ということにもかかわつてくるというふうに思ひわけてございます。

大蔵大臣、この先ほどから申し上げている点でございませうけれども、今回の法案、阪神・淡路大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例というところでございませうけれども、どうも私は景気対策の方が先に來て、であるならば、震災復興に対しても景気に対してむしろ二年前にやるべきだったのではないですか。私はむしろ景気対策の方が遅いというべきか、この辺のところを指摘したいと思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○薄井政府委員 最初に私から一言だけ申し上げますが、小池委員御指摘の中で住宅取得促進税制につきまして、過去の件については先ほど申し上げたとおりではございますが、これからの面について申し上げれば、一般の住宅取得促進税制につきましては平成九年に住宅を建てられた方が一番有利になるような仕組みで税法をつくつております。だんだんに従来の、かつての住宅取得促進に取れんしていくというような改正の仕方をしておりますが、震災特例の方は平成九年から十三年の間であればその間ずっと最大の額が認められるという措置にしてありまして、単に景気対策だけではないということ、この制度の仕組みから御承知おきいただきたいと思ひます。

○三塚国務大臣 ただいま主税局長言われましたが、主税局長が言いますと取る方だけ考えているのじゃないか、こうとられる節がございましてお気の毒なんです。小池議員も御案内のとおり、震

災後の税制その他振興策については、政府は精いっぱいやってまいりましたことは御理解いただけたと思ひます。

そこで、今度住宅取得税制に關しまして、印紙税ももちろんあるわけでありまして、さかのぼるというのは制度的にさかのぼれない問題もありまして、それと、住宅の皆さんについてさかのぼつて公平にやつてくださる、この理屈もわからぬわけではないのですけれども、しかしやはり税制の基本というのは、その都度その都度前進をしていつて、今回さらに住宅のない方をどうするかという多くの方の要請、要望がありました。よつて、立ちおくれるという、立ち上がり遅いという御家庭の方々はそれなりに苦しい経済状況もありましたということも聞きするものですから、その辺のところを十二分に配慮しながら、新しい税制ということでも時限を切つたということでございます。

先にお建ていただいた方には不公平じゃないかという見方は全くなしとしませんが、税制全体からいいますと整合性という意味で、また政府がまた果が、市が、地域が一体となつて震災復興に全力を尽くされてきたことに思ひをいたしますと、今回は今回として御理解をいただく、これ以外ないと思ひますので、よろしく願ひします。

○小池委員 被災地の人間といたしましては、災害そのものが突然やつてきて本当に災難なわけですね。そこで一生懸命自助努力で頑張られて、これは結構なことではございませうけれども、またちようど消費税の導入に合せてこういう形であつた次の、命は奪われないものの、これまたショックな面ですね、本当の話です。それから、そういった面も踏まえて、私は、結論を先に言つと、これはもつと早くにやつていただきたかつたということですね。何よりもスピード。

確かにいろいろな面、やつていただいていることを私も認めます。しかしながら、ここへ來ての消費税導入だ、景気対策だというような観点からではなくて、やはり被災地としての受けとめ方と

いうのをもう少し真剣にやつていただきたい。まだまだ被災地の復興はこれから続きますので、そういう点をぜひともよく理解していただきたいと思ひます。大臣もよろしく願ひいたします。

次に、これは運用面の問題でございまして、大蔵委員会でこの点をお答えいただけるのかちよつとわかりませんが、公営住宅に入るときに所得制限の緩和をしていただいております。しかしながら、現実はどうかといひますと、所得が低い方から入つていただくというように行われてはいるのですけれども、逆に、少し高い方だけでも将来の不安が非常に強いところ、その人の所得は公営住宅の所得制限よりも若干は超えるけれども、しかしながら震災後二年たつても住む家がまだない、公営住宅にまだ入れていない。もちろん、これからの公営住宅がたかさん出てくる、お建ていただいているわけではございませうけれども、こういった中途半端な言つたらあつた方々の入居の促進ということも願ひしたいところですが、これについてお答え願ひいたします。

○薄井政府委員 恐れ入りますが、多分建設省でないとお答えできないと思ひます。お呼びいただいていないようですので、御指摘の点は伝えたいと思ひます。

○額賀委員 今の点は、それでは建設省から後でお答えできるように計らつてください。

○小池委員 ではその辺、委員長、よろしく願ひいたします。

それからもう一点、震災関連で伺いたいことがございませう。土地等の譲渡特別控除の件がございませう。二千万円の特別控除の特例の適用期限を二年延長する部分でございませうが、これは被災地の市町村の土地が地方公共団体に買収される場合は二千万円の控除が認められてきたわけではございませう。そして、そこに公営住宅を建てるといったよ

うなことを進めていただいていたわけではございませうが、現実には、例えば民間のマンションがあつて、それが壊れて、そしてそれと区分所有に充てての建てかえということではじき出すわけですね。ところが、それがなかなかできないということ、公営住宅ではないけれども、例えば民間のデベロッパーにその土地をみんなの同意のもとに売つて、そしてその民間デベロッパーが建てるといふようなことだつて可能なわけなんですか。そのときには、その特別控除の対象にはならないわけですね。

しかしながら、現実のケースには、こういった形でやつていけば、また地方の公共団体に買収される場合のいろいろな制限、制約等々もありまして、むしろ民間でやつた方が早いときだつてあるわけですね。ところが、それにはその特別控除が受けられないということ、一たんそこを売るような形にしたときには、その二千万円が控除されないということがあります。

むしろ民間の場合にもこれを当てはめていただけないものかどうか。中には土地転がしであるとか、その辺をうまく利用してやろうなんというやからがないという限りませんが、ここでもよくそういったことの歯どめも考えながら、この二千万円の控除という形は可能かどうかお聞きしたいと思ひます。

○薄井政府委員 今御指摘の特定住宅被災市町村につきましての二千万円の特別控除、この控除自体が、災害直後に私ども、土地を動かす、売る、あるいは公共団体が購入するということに、従来の所得税の特別控除は動きがとれないだらうというところで、特例として設けた制度でございまして、そういう意味では、言葉が見つかりませうけれども、市町村にとっては使い勝手が非常にいいということをお褒めをいただいている制度でございませう。この期限が来たということで、今回さらに二年間延長するということにいたしました。

今申し上げましたように、特別の事情を勘案し

ての、税制として仕組めるぎりぎりのところでこの二千万円特別控除をつくらせていただいているものですから、これを御指摘の民間事業にそのまま適用することは、いろいろな意味で無理があると思っております。

ただ、現在の所得税の譲渡の特別控除制度の中には、民間の事業についても幾つかの措置がございます。それが、いろいろな要件がありますがすべてがおっしゃることに適合するとは思いません。けれども、優良な建築物を建築する場合の事業で、一定の施工、地区の面積が一定の広さ以上であるとか、あるいは建築面積自体が何平米以上であるとか、そういった基準はございます。こういったものを活用していただくことによって千五百万円の特別控除とか、あるいは一五%の軽減税率、国だけで一五でございますが、そういう制度もございまして、こういったものを活用していただいているのではないかと考えております。

○小池委員 いずれにいたしましても、一日も早い復興、そのための支援は何か必要なのかという観点でぜひとも御理解いただきたいと思っております。最後に、高齢者ローンのことについて伺いたいのです。

御承知のように、今もマスコミでは常に、仮設にお住みになる高齢者の方々の姿がよく映し出されるわけでございます。高齢者の方々でも、いろいろな環境、違った環境におられるわけでございますけれども、例えば身寄りが無い、行き場が無い、そして所得がない、お金がないというふうな方々もおられるわけで、そういった方々については、これから公営住宅の方にお移りいただくことで優先して進めているところではございます。

しかし一方で、例えば高齢者が住宅再建をしようというときに、ローンを組むということになりますと、現実には年齢制限があるわけでございまして、そこで、いろいろと相続税の軽減等々の措置もおとりいただいているわけでございますが、全然発想を変えて、高齢者に住宅再建の高齢者ローンみたいな支援措置があれば一番いいのです

けれども、高齢者が死亡した場合などに、そのローンなり資産を債権化しておいて地方公共団体がローンと相殺するなどという、そういう考え方がいろいろはいかがなものなのでしょうか、可能でしょうか。

○薄井政府委員 高齢者ローンの問題も、建設省の所管事項だと思います。きょう、来ておりましたので、この点も先ほどのこととあわせてきちつと伝えておきたいと思っております。御返事、個別にさせていただきますと思っております。

○小池委員 ちよつと建設省絡みのことで直接お答えはいただけませんでしたけれども、ただいまの件、委員長、また改めてよろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、いろいろなアイデアも出てくるわけでございまして、先ほどからも繰り返し申し上げておりますように、被災地の復興に關しましては、さまざまなアイデアをもとに、これだめ、あれだめと言っているのではなくて、むしろ積極的にこういうのはどうだろうかという形で、今申し上げましたような債券化みたいなことも視野に入れて、ぜひとも対応していただきたいと思っております。

それでは、こちらの阪神大震災を離れまして、もう一点の、いわゆるエンゼル税制について伺いたいと思っております。

今回の措置は、まずは第一歩前進であると思えますけれども、この制度だけでどれくらいベンチャー企業そして新しい産業の発展につながるかと考えなにか。大蔵大臣、いかがでしょうか。

○薄井政府委員 もともとベンチャー企業に対していろいろな施策がどう対応するかという考え方の問題があるかと思っております。

アメリカにおける制度なり各国における仕組みなり考えて議論の中に出てくるわけでございまして、私も法人税を議論する中においては、まず我が国においては、どちらかというと、まずは課税ベースを広げて法人税の税率を下げていく、このことがある意味で政策的、あるいは我々政府の

立場からはわからない新しいベンチャーの芽が育っていく土壌を育成することになるというように基本的な発想でおります。

ベンチャーというのは、リスクを負って新しい分野を開発していくことだと思っております。で、そこを政策的に余り支援してしまおうというところが、どれがベンチャーなのかを我々判断するわけにいかないわけですから、またそれを仕分けするわけにいかないわけですので、なかなか本格的に、いわゆるびたりしたエンゼル税制とかベンチャー税制というのはつくりにくいというふうに基本的には思っております。

ただ、それにしてもいろいろなことを考えていく中で、それはないかということで、今回のエンゼル税制を仕組んだわけでございまして、その効果が大きいことを私も望みますが、現実にはどういふに発展していくのか、これは見ていかなければならないと思っております。十分にPRを産産省と一緒にしていきたいと思っております。

○小池委員 エンゼル税制といいますが、この支援ということについては、私もこれから芽を育てるといふ意味でも重要かと思えます。また、きょう予算委員会の方でも申し上げたのですが、今の日本の金利というのはイスラム原理と同じだ、イスラムでは銀行は金利を取ってはいけないという教義になっているわけで、ほとんどそれに近いんじゃないかということも申し上げさせていただきます。よって、その千二百兆円の宝の持ちぐさ、それといましようか、個人資産が動いていない。

なおかつ、私、以前日本銀行の貯蓄増強委員会とか何かの対談に引張り出されたこともあって、とにかく日本人というのは一生懸命貯蓄はする。ところが、今その金融機関というのが、どこそこが危ないなんて言われて、大丈夫かしらと結局郵便局にお金が行ってしまふ。郵便局に行つて、それでまたそれが財投として使われて、中には不良債権化する。そして、それは公のものに行きま

の、きょうも取り上げましたけれども、公共投資の乗数効果というのが非常に薄れているというふうなことでございまして。

その意味で、個々の方々が個人の責任において、そして新しい産業を育てるといった意味でこれが活用されるということは必要なことであろうというふうにも思っております。またほかにも、この千二百兆円をいかに活用するかという議論は本当に真剣に行われなければ、今の金融不安であるとか、それから現在の経済情勢に対しての突破口がなかなか見つからない。そういう観点から、きょうは、アメリカの四〇一Kのような年金の導入ということについてどうかと思っております。

それで、基本的には大蔵大臣も、新産業を育てる、それが今後の新しい日本の飯の種になるかもしれないといった意味で、このエンゼル税制についてももちろん御理解いただいているわけでございましてけれども、今後のベンチャーの育て方ということについては、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○三塚國務大臣 本件は、税制から力をつけていただく、リスクを恐れず頑張る、こういう補完措置をやるのが一つあるでしょうし、それと経済システムの改革の中でビジネスチャンスは生まれてくるわけでありますから、そのチャンスを生かしていくようにしなければならぬでしょうし、全体を見て取り組むということであろうと思っております。

小池さん言われるイスラム圏、利子はあきらめて神様に差し上げるわけでしよう。そういう慣行のお国もありまして、やはりお金を預かった以上、利子をお支払い申し上げたいというのの活力をつけることに通じ、我が国の円が円として価値を持ち続けるゆえんにもなるわけでありますから、超低利金融政策がいつまで続くはずでもございませぬ。一日も早く、切れ目のない予算執行を行うことによりまして、四半期の緩やかなダウンはそこで上昇カーブに引き上げられますように、経済総合政

策を展開することによって取り組んでまいらなければならぬと思っております。

○小池委員　今大蔵大臣、切れ目のない予算執行ということをおっしゃいましたけれども、とにかく今回の予算については、ありとあらゆるところからばらまきであるというような指摘もされているわけがございます。

きよ予算委員会の方で私申し上げさせていたたけたいのですが、荷崩れなしにそのままとにかく通してください、そればかりをおっしゃって、質の問題よりも時間の問題ばかりおっしゃるといふことに、私に違ふじやないかといふふうにも思ふわけでございますし、またその予算の修正といふことは何ら政権に対するメンツをつぶすものではなくて、納税者に対しての責任の方を、また日本の経済そのものに対しての責任を優先するならば、予算の修正も、これもありといふふうに考えるべきではないかといふふうに思っております。

それで、先ほどのベンチャーの件に戻りますけれども、私は、今回のエンゼル税制ということでございしますが、これは第一歩だとは思っています。だ、税制だけで育つものでもない、また、ある意味で、アメリカの場合を見ましても、やはりまず自己責任の哲学というのが、ベンチャーを始める方々も、それからキャピタリストにも両方にあるわけですね。そういった自己責任感覚は、まだ日本には私は十分あるとは思えません。ですから、また、ある意味ではベンチャーに対するインフラが整っていないのではないかと。

このインフラの中には、例えばアメリカのベンチャービジネスを見ておりますと、産と学が非常に密接につながって、そこで人的な交流というところから、大学教授がベンチャービジネスを始めたケースなんて山ほどあるわけです。一方、片や全然話とは違つかもしれませんけれども、去年暮れごろまでだったでしようか、京都大学の医学部の教授が何らか逮捕された事件があった。結局不起訴に終わったのですけれども、アメリカの場合ですと、国立

大学という形が余りないからということもあるかもしれませんが、やはりその産と学の協調といえますが、非常にベンチャーとしてのインフラがあるというふうに思ふのですね。だから、決して税制だけでは育たないということだと思います。

何よりも最大の違いは、今回の予算委員会でもずっと、箇所づけを出せとか何かいろいろ私どもも叫んできたわけでございますが、要は、日本の予算について、ディスクロージャーが行われていないという点に對しての問題なんです。特に、このベンチャーの場合というのは、ディスクロージャーをよっぽどよくしなければならぬ。アメリカのベンチャーキャピタルがなぜあれだけ十分機能しているかというと、ディスクロージャーが完璧に行われているからと言っているかと思えます。

私も以前、ニューヨークのNASDAQに上場する企業の目論見書というのを見たことがあります。それにはいいことだけを書いてあるわけじゃない。この企業にはどういう危険性があるということををはっきりと書いてあるのですね。それでもいいかと言って、それを納めてまたベンチャーキャピタリストもしくはそこに普通の投資家が参加するということで、まずデイスクロージャーが全然違うということもあるかと思えます。

ですから、私が心配するのは、中途半端にこのエンゼルの税制を始めてしまうと、かえってエンゼルの税制なんていうのは危ないぞということになつて、大体日本はそうなるのです、これまでのいろいろな傾向を見ていると。そしてそこで、国はどうしていたんだ、大蔵省は何していたんだと、きつと言われるかと思ひます。そうすると、規制していこう、その連続なんですよ、日本の場合には。それは今申し上げましたような自己責任、デイスクロージャーの問題というのが非常に大きいと思ひます。

また、システムとして、アメリカの証券取引委員会、いわゆるSECですけれども、二千人のスタッフを持っている。そしてもう専門家、弁護士十

その他そういった専門の方々が、コンピューターがばあつと並んでいる、御承知だと思えますけれども、そこで不自然な値動きについては全部監視をしているわけです。日本のSECは、幾つかの事件を挙げましたけれども、まだまだ十分機能しているとも言いがたい。また、ウォールストリート・ジャーナルの本社の方もぞいたことがあるのですが、そこでもコンピューターが監視をしているのです。ですから、そういった意味でのインフラが十分整っていないというのは大きな問題点だと思います。

日本では、政府だけでなく企業もディスクロージャーをまだまだ怠っている。私は思います。株主総会をみんな同じ日にやって、いかにしゃんしゃんで終わろうかということに企業の経営者たちが腐心しているというのは、まさにディスクロージャーは嫌いだ、そういう体質を示しているのではないかと、そういうに思うわけでございしますが、こういったこれからの問題点も多々あるかと思いますが、そういったセーフティネット、セーフティネットというのは別に投資家のセーフティネットというだけでなく、システムとしてのセーフティネット、フェールセーフといえますか、それについてどうお考えか伺わせていただきます。

○薄井政府委員 私どもも、ベンチャー育成あるいはエンゼル税制を大きく動かすべきだという主張に対しては、むしろ小池委員と同じようなスタンスで、税制だけが先行していいんだろうかということを迷いつつ、こういう形であれば大丈夫ではないかということできつくり上げたものでございます。そういう意味では、評価のしようによれば小ぶりであるのではないかと言われるかもしれませんが、この制度自体で今御指摘のようなおかしなところに行ってしまうということはないかと思ひます。

いずれにしても、政策というと常に税制といふところに来てしまいがちなどころについて、私も、税制だけでは世の中は変わっていか

ないし、変えていくのもおかしいと思つてゐる立場でございまして、今の御指摘を十分踏まえて今後とも研さんしてまいりたいと思つております。

○小池委員 時間が参りましたので終わらせていただきますが、連結納税等々も含めて考えていただきたいと思つております。ありがとうございしました。

○税務委員長 たたいまの小池君の質疑に關しまして、高齢者ローン問題と公営住宅と所得制限については、後で建設省から答弁が行きますように、主税局長の方で計らってください。

次に吉田公一君

すが、WTOの機関決定によりまして、ウイスキーの税率を下げる、しようちゅうとの税率の差があり過ぎる、こういうことで下げることになりましたが、下げると言われたんだからウイスキーだけ下げればいいのですか、何でしようちゅうを上げなければいけないのですか。

C運井政府委員　お酒に対する税金は、先ほど御質問がありましたように、ビールについてはこう、清酒に
ついてはこうということですが、これまで、特にここ
十年くらいの間かなり嗜好の変化とかあるいは生
産の仕方あるいは消費の仕方に對應して税制、税
率構造の相對關係を決めてきたわけでございます。

す。

そういつた中で、今回蒸留酒の部分についてだけこうしたらどうかという裁定をいただいてしまったわけでございまして、私どもとすれば、税収にどれだけ影響するかということと、それからしょうちゅう並みにウイスキーを下げてしまふことが税法系の中でどういう影響を及ぼすかということを考えますと、結局は少々のネット減収にならないかと思つてゐる次第でございます。

C吉田(公)委員　そこがよくわからないので、WTOから、外国産ウイスキーの税率が高いので、しょうちゅうを保護しているのではないか、税の

格差があるからウイスキーが売れないんだ、だから税率を下げろ、こう言われたんでしよう。だけれども、しょうちゅうの税率を上げるなんというは国内問題だよ、それは。何もWTOに合わせるしょうちゅうまで上げてしまふ必要はない。さっきだれか質問したということですが、私はたまたまいないから、どういう質問したんだかよくわからないんだが、しょうちゅうの税率が下がっているのは、つまりもとともは庶民のために税率を下げてあるんじゃないの。どうなんですか、その点は。

○薄井政府委員 しょうちゅうの飲まれ方あるいは生産のされ方ということをお案して、かつてはかなり低い税率でありました。その後、折々を見て、我々のしょうちゅうに対する接し方が昔とは変わってきております。特に、若い人たちはしょうちゅうを飲むようになってきております。そういった中で、しょうちゅうの税率は徐々に上げてきており、ウイスキーの税率は徐々に下げてきていくという傾向の中にあつて、今度WTOの結論が出た。

WTOの結論は、おっしゃるようにより関係性を指摘しております。したがって、絶対水準をどうしろということはないです。そういう意味では、しょうちゅう並みに下げなければいけないということでもないわけですが、そうすると、まさに国内問題として、蒸留酒のウイスキーとしょうちゅうの税負担の水準をどうするかというのは国内的に判断したということでございます。

○吉田(公)委員 何でもかんでも増税しようと思つて、ウの目タカの目で探しているわけだ。たまたまWTOからウイスキーの税率を下げろと言われたものだから、これ幸いとばかりに、しょうちゅうも一緒に上げてしまふ、そうすれば、しょうちゅうとWTOのせいにしてしまふ、これはまた酒税改正法なんて改めなくて済むんだ、ああでもない、こうでもないと言われなくて済むんだ。ついでにしょうちゅうを上げるなんということは余り

いいことじゃないね、これは。そうじゃなくたって、増税、増税でもつて、今度、一杯やつていろいろな話をするなんという若い人たちだつてしょうちゅうを飲むときに、税率を上げるなんということはよくないんじゃないの。

要するに、もととも国内の問題だから、ウイスキーを下げるもつたときはウイスキーだけ下げていけばいいんだよ、それは。何もしょうちゅうまでこの際ひとつ税率を上げてやろうなんて、そう思うから間違ひのもとなんだ。

それで、この平成七年度の酒税の課税実績を見たら、しょうちゅうなんか二・八%と一・四%しかないんじゃないの。そんなものに、何も税金なんかかける必要はないと思うんだ、庶民のために。その点どうなんですか。税収のためと、こう言つたけれども、何でもかんでも税収をすればいいというものではない、そう思っているわけですよ。その辺どうなんですか。もととも庶民のために税率が低いでしょう、これは。

○薄井政府委員 WTOでの議論を、繰り返しになりますが申し上げると、蒸留酒の中のしょうちゅうもウイスキーも同じ製法によるではないか、また原料もそう変わらない、そういったものについて差を設けているのは、しょうちゅうを優遇しウイスキーを輸入しないための方策であるという考え方が示されたわけでございます。私どもとすれば、そうではないということを通い間議論してまいつたわけですが、結論として、その格差をなくせ、最小限にしろというのがWTOの結論でございます。

私ども、非常に残念ではございますが、それをWTOの一員としてどう受けとめるかということ、今度の税率関係にさせていただきますというところでございます。

○吉田(公)委員 普通の人が考えれば、ウイスキーの税率を下げれば格差は正になったと思うのだけれども、そうじゃないんだね。大蔵省の考え方というのは不思議な考え方です。次に、一昨年だったか、交際費課税を強化する

ということ、たしか私は予算委員会のときに質問したことがあるのです。大蔵省の皆さん方は交際費がないと思つて、民間企業の交際費課税を今強化するなんというところは逆行しているのではないかと、お金を使つてもらつて循環させなければいけないときに交際費課税を強化する、幾ら省庁が交際費を認められてないといつて、民間が一生懸命働いたやつに、大きなお世話だと言つたんだ。ところが、何のことはない。官官接待をやつてい

○薄井政府委員 おっしゃる通りに、この部分を緩めれば交際費支出はふえるのかもしれない。ただ、私どもとすれば、先ほど申し上げたような、交際費のような支出を極力抑制することによって企業利益の確保、拡大をしていくというのが今後の方向に合つていのではないかと思ふます。短期的な景気対策ということでこの交際費課税の問題を緩めることは適切でないと考えます。

○吉田(公)委員 もともとこの課税権というのは、どの範疇まで課税権というのを及ぼすのかという、原則をどこに置いているかということが一つあると思うのです。

民間企業の皆さん方が全力投球で頑張つて、そして利益を上げた。利益を上げたから、乱費を許さない、こう言つて交際費課税強化をしてしまふんだというところは、まさにこれは悪代官みたいな話だよ。だから、これはもととも自分たちで稼いだ金だ。そして交際費を生み出して、次の事業活動にそれを使つてまたやつていこうという、いわば原動力の役を果たしているわけだ。それを、自分たちは交際費が認められないからといってどんどん強化して、さっきの官官接待じゃないけれども、税金でやっているのだから、官官の方は。だから、国民がかんかんになるのは当たり前前の話だ。最近弱まってきたようですけれども、しかし、これまた油断するとまた戻る可能性があるから、十分注意していかなければいけないと思つて

次に、何しろきょうは十分だったけれども五分多くなつたものから、少し質問を追加させていただきますが、ガソリン税の、消費税転嫁によつて二重課税じゃないか、こう言われているのですが、消費税に統一したんじゃないですか。ガソリン税の二重課税ということについてはいかがですか。

○薄井政府委員 平成元年に消費税を創設いたしました。このときには、個別間接税五本をやめて消費税に統合したわけでございます。個別間接税と一般的な間接税である消費税との関係につきま

た、一昨年だったか、交際費課税を強化する

しては、究極の姿というのはどういう姿か私もよくわかりませんが、お酒だとかたばこだとか、あるいは揮発油につきましては、それ相応の負担力があるということで、一般的な付加価値税あるいは消費税とは別に個別間接税を残しているのが通常でございまして、我が国の場合、この揮発油に對する課税によりまして財源を生み、これが道路建設の財源になっているというような関係にあります。

○吉田(公)委員 ガソリン税は道路建設の費用に
なっているけれども、そのくつついた消費税は別に、それは道路建設に使っているのですか。

○澤井政府委員 今の御質問は、ガソリン税に加えて消費税を重ねてかけることがどうかという御質問になろうかと思ひます。

消費税あるいは欧州の付加価値税に共通でござ
いますけれども、前段階税額控除の形をとり、すべての経済取引を対象にするということでこの付加価値税制度は構成されておりました。この付加価値税制度のいわゆる課税標準といいますが、これは価格でございまして、その価格の中に製造段階で払いましたガソリン税、揮発油税が入るということ、この仕組み上当然といひますが、二つの税制がある以上、おかしなことではないと思ひます。各国におきましても、個別の揮発油税があり、それを含めた価格に各取引段階で消費税がかかっている、それをもってタックス・オン・タックスということ、これを排除している国はござい
ません。こういうシステムであるということ、これを御理解賜りたいと思ひます。

○吉田(公)委員 これは何日やうな絶対
に検討しなさいと言わなければわかってから、これ以上言つたて、もう夜は遅いし。

次に、酒屋さんの酒販免許というのがあるで
しょう。大店舗に酒販免許を交付するというよう
なことが議論されていると思うのですけれども、
その議論はどの程度まで進んでいるのですか。全
くない話ですか。

○松橋政府委員 お答え申し上げます。

今御指摘の点は、大型スーパーマーケット等
に對して特例の手續を設けまして免許を付与して
いるということかと存じます。これは、輸入酒類の
販売拠点として期待できるということ、あるいは
広範囲にわたる地域住民を対象として營業を行
う公共性といったものに配慮いたしまして、抽せん
を経ずして人的要件のみの審査により、申請す
れば免許を付与するという形になってござい
ます。これにつきましては、全般的な酒類販売業免許
制度のあり方につきましては、現在、中央酒類審議
会において、このような大型店舗に對する免許の取
り扱いを含め、幅広い観点からの審議を行つて
いただいているところでござい
ます。

○吉田(公)委員 何かうれしそうな顔して答
えられけれども、これは酒屋さんにとっては深刻な
問題だ。スーパーで酒を売れば三倍売れるとい
うことではないんだから、量は同じだから。

やはり酒屋さんは酒屋さんで三代も四代も
みんなそれで生きてきた人だから、何でもか
んでも規制緩和すればいいというものじゃない
よ。零細企業をぶつつぶしてまで規制緩和では
これはもう全然話にならない。だから、スー
パーは何でも扱いたがっている、薬まで扱
いたがっているんだから。そんな薬剤師のい
ないところ、もつて薬なんか扱われちゃつて、
下痢どめと便秘の薬と間違えて売られちゃ
つたらかなわないよ、本當に。だから、そ
ういうように、ぜひ酒販免許だけは気を
つけてもらいたい。

時間が来たからこれでやめますけれども、
大臣に質問できなくて済みませんでしたね。失
礼します。

○額賀委員長 次回は、明二十六日水曜
日午後三時五十分理事會、午後四時委員
會を開會することとし、本日は、これにて
散會をいたします。

午後八時二十九分散會

平成九年三月十七日印刷

平成九年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇